

# インボイス 小規模事業者が反発

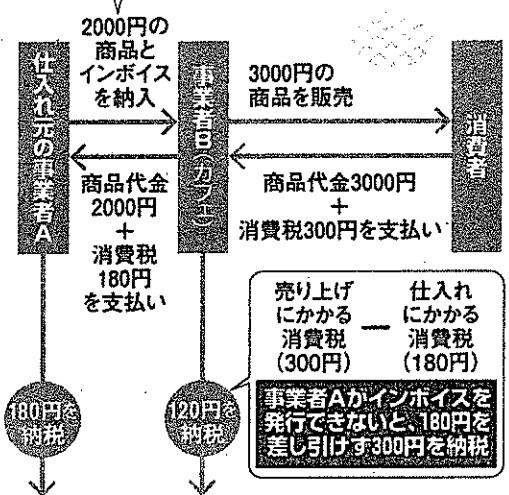
## 発行しないと取引困難 ↔ 発行すると「実質増税」

インボイスを使った  
納税の流れ

インボイス(適格請求書)  
以下の通り請求します

	金額	消費税
商品A	600円	60円
商品B	400円	40円
商品C	1000円	80円
合計	2000円	180円

A、Bの税率=10%、C=8%



10月の消費税増税で導入される軽減税率に伴い、4年後に「インボイス」(適格請求書)が完全実施される。これに対し、フリーランスなどの小規模事業者から反対の声が出ている。インボイスを発行できなければ取引先から外されかねないが、消費税が免税されている事業者が発行しようとする「実質増税」になる仕組みのためだ。

インボイスは、商品ごとに税率と税額を細かく記した業者間でやりとりする請求書だ。10月から税率10%と8%の商品が混在することになるため、4年間の移行期間において2023年10月から導入される。それまでは現行の請求書に近い「区分記載請求書」を採用し、売る側が請求書に商品ごとの税率を記していない場合、買う側が追記する必要がある。

今後は、課税売上高が年間1千万円以下の業者には、消費税の納税を免除する制度がある。零細事業者の事務負担に配慮するため、約800万事業者のうち約500万事業者が免除対象だ。ただ、免税事業者はインボイスを発行できず、発行するには税務署に登録した課税事業者になる必要がある。

通常、事業者は売り上げにかかる消費税額から、仕入れや経費にかかった消費税額を差し引いて納税する。仕入れや経費を支払う相手先からインボイスをもとめないと、売り上げにかかる消費税から差し引けず納税額が増える。

このため免税業者は、課税業者になってインボイスを出せなければ取引から外される可能性もある。都内でフリーランスとして音楽制作を行っている大野恭史さんは、「フリーランスや小規模事業者への実質的な増税だ」と憤る。大野さんが作った音楽を納入する先は大企業が多い。免税事業者のままだと取引相手から商品の価格を引き下げられたり、課税事業者にならなければならないことを迫られるのではと心配する。

大野さんは7月に制度を知り、インターネットの匿名サイトで反対の署名を始めた。すでに1万5千人以上が署名。「小さな店はやっていきなくなる」「消費税分を相手に要求できるような立場にない」などのコメントが寄せられている。

免税制度は以前から、免税事業者が売り上げて得た消費税を納めず、一部が事業者の手元に残る「益税」になっているとして、公平性に欠けるとの批判もあった。インボイス制度はこの「益税」の解消もわらう。

財務省は、免税事業者が課税事業者になることでの税収増効果を約2480億円と試算する。

ただ、「益税」となるのは消費税分が実際に価格に転嫁された時だけだ。日本商工会議所の昨夏の調査では、消費税を「価格に転嫁できない」とした事業者は、「全く」と「一部」を合わせて36.3%。消費者向けのビジネスを行う売上高1千万円以下の事業者に限ると計47.2%に上った。

(栗林史子)

### 軽減税率に伴い23年完全実施

モノを売る側の事業者が、買手側の事業者に対し、消費税の適用税率や税額を伝

に納税するため、軽減税率が普及する欧州で導入が広がっている。品目ごとの税率や税額、課税事業者の登録番号などが記される。